

平成28年12月28日

長岡京市長 中小路 健吾 様

日本共産党長岡京市議会議員団  
団長 小原 明大

## 2017年度（平成29年度）予算要求書

暴走する安倍政権のもとでも、市民生活を守り、市民が将来に希望の持てる予算編成を求めて「2017年度（平成29年度）予算要求書」を提出いたします。

市長におかれましては、その実現に最大の努力をいただきますよう求めるものです。

なお各項目について、新年度に向けての検討のうえ、検討結果を回答いただくようお願いいたします。

### 目 次

#### I. 2017年度緊急要求項目

#### II. 重点要求項目

#### III. 分野別要求項目

##### 1. 公正で民主的な市民本位の行政運営

##### 2. 生活の安全対策

###### イ. 道路整備と改修

###### ロ. 側溝・水路改修

###### ハ. 防犯灯・街灯の設置

###### ニ. 公共交通対策、駅前広場等改善

###### ホ. 交差点等の安全対策、信号機の設置

##### 3. 環境保全、生活環境整備

##### 4. 医療・保健衛生・福祉対策

###### イ. 医療・衛生対策

###### ロ. 乳幼児・児童対策

###### ハ. 介護保険・高齢者対策

###### ニ. 障がい者（児）対策

###### ホ. 介護保険・高齢者対策と障がい者（児）対策の共通項目

##### 5. 教育・文化・スポーツ対策

###### イ. 学校教育

###### ロ. 社会教育・文化振興

###### ハ. スポーツ

##### 6. 産業・観光・労働対策

##### 7. 生活支援対策

##### 8. 防災対策、消防強化

## I. 2017年度緊急要求項目

### <国の悪政の防波堤に>

1. 日本国憲法の改悪に反対し、立憲主義を擁護し、民主主義・平和主義・基本的人権の尊重をはじめ、現憲法の全条項を生かす市政運営を行うこと。
2. 「核兵器廃絶都市宣言」の制定を行うとともに、平和市長会議の提起に積極的に応え、市民とともに核兵器廃絶に取り組むこと。
3. 市民に深刻な影響を与える消費税10%への増税の中止を求めること。公共料金への上乗せは行わず、市民生活に配慮すること。
4. マイナンバーについては、国に撤回を求めるとともに、市民のプライバシー権を尊重し慎重に取り扱うこと。不必要に取り扱い業務を増やしたり市民に記入や開示を求めることはせず、何らかの理由で記入できない市民に対し、不利益扱いを行わないこと。本人以外も開封できる形式で送付する文書には記載しないこと。
5. 福井県原発の再稼働に反対を表明すること。原発からの即時撤退を国、電力会社に求めること。放射能被害に備え、避難対策の確立、ヨウ素剤の確保など、迅速な対応のため、地域防災計画を充実すること。
6. 国民健康保険の一元化を行わないよう、国と府に求めること。
7. 介護保険の3割負担や高額介護サービス費の上限引き上げ、軽度者の生活介護の保険はずしや福祉用具取り上げ、医療費負担増などの社会保障改悪の動きに反対すること。
8. アスベスト被害者のすみやかな救済対策強化を国に求めること。

### <市政運営・まちづくり>

9. 職員収賄事件を四たびくり返さないため、贈賄業者への実効ある罰則強化、入札参加業者の担当課連絡の禁止、契約変更における要件の厳格化および契約担当課チェック体制の確立、工事起案における集団議論など、契約行政の改革を断行すること。改革検討は今回の事件の原因解消だけにとらわれず、全庁的な事務執行体制の改革と意見の言える組織づくりにつながるよう、全職員の参加による議論の積み上げを行うこと。
10. 阪急長岡天神駅周辺整備のあり方は、周辺住民はもちろんのこと、市民的に情報を公開し、幅広い合意で決定すること。駅前広場の設置、南踏切の安全対策の早期実施と、バリアフリー化の計画的実現をすること。駅への送迎車両の待機場所については駅前整備を待たずに検討・整備すること。
11. 阪急西山天王山駅周辺のまちづくりについては、方針を市民に広く公開し、意見を聴取し住民合意で取り組むこと。
12. 公共施設の再編整備、複合化等については、これまでの事例の検証・総括を行い、今後を生かすべき教訓を市民に明らかにすること。構想段階で関係者・住民と十分に協議し、計画や設計に反映することで、手戻りを未然に防ぐこと。
13. 庁舎の建てかえ及び周辺整備については、庁舎や公共施設に対する市民のニーズを十分に把握し、それにこたえた構想を策定すること。市民の英知を広く結集することで、最小限のコストで市民に使いやすい庁舎を実現すること。
14. 長六小の複合施設の実施設設計にあたっては、現場の教職員・保護者・近隣住民の意

見を反映すること。新田保育所の移転後の跡地は、貴重な公共用地として保持し、活用については市民の意見を聞いて決めること。

15. 向日が丘支援学校の建てかえ検討、「福祉との複合化」については、支援学校保護者や教職員の意見を聞くこと。
16. 東部地域のバス社会実験については、未利用者も含めた市民の要望を集約し、バス停増やダイヤの改善など、より便利な路線として本格運行すること。
17. 文化センター通りの西友北側に通じるT字交差点は、歩行者用信号設置などの抜本的な対策を講じること。
18. 府営水道の他の受水市町との連携を強め、府営水道施設のダウンサイジングの議論を促進するとともに、府に基本水量（建設負担水量）減量を求め、水道料金を引き下げること。
19. ヘイトスピーチを許さない条例を制定すること。市が先頭に立って障がい者や生活困窮者、女性、性的少数者、外国人などへの差別を許さない姿勢を示すとともに、市民の理解を促進させること。差別をふりまくことを目的にした集会等には、公共施設を利用させないこと。

#### <社会保障・教育>

20. 介護保険要支援者の地域支援事業への移行にあたっては、利用者の負担を増やすことなく、これまで受けられていたサービスを質量ともに保障すること。
21. 介護および福祉職員の処遇改善について、国・府に求めるとともに、市としても独自の支援策を講じること。
22. グループホームのスプリンクラー設置への支援を行うこと。
23. 乙訓楽苑の移転について、行政が積極的に用地確保の役割を果たすこと。
24. 障がい者差別解消法にもとづく不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について具体化を行うこと。
25. 障がい者施設運営費補助の削減方針は撤回し、人員体制強化や、施設の老朽化に対応するための補助をするなどで、安定運営を保障すること。
26. 保育所を増設し、待機児をなくすこと。子育て新制度のもとでも、児童福祉法にもとづき保育への公的責任を果たすこと。保育は有資格者により行うこと。
27. 保育所における重大事故防止のために、私立・認可外保育施設も含めて基準の遵守徹底を求めるとともに、必要な研修や救命訓練などの支援を行うこと。
28. 「子どもの貧困」の実態を把握する調査を行うとともに、アウトリーチによる支援を推進し、市民のとりくみへの支援や連携を強化すること。
29. 就学援助を全対象者に支給すること。児童生徒の教育諸経費を精査し、部活費や眼鏡代なども含め充実させること。制服代などを保護者の支払い日以前に支給できるようにすること。
30. 教職員の長時間労働、過重勤務実態の解消のため、勤務時間を学校として把握する具体的方策を持つこと。
31. 中学校給食の導入にあたっては、食育の観点を重視し、施設整備や運搬・配膳など保護者・教職員・生徒と十分に協議し、納得のうえでできるだけ早期に行うこと。
32. 学童保育の市条例で定める「児童一人あたり区画1.65㎡以上、支援の単位はおおむね40人」という基準の完全実施への計画を早急に示すこと。複数クラス化す

- るクラブについては、それぞれ正規指導員の複数配置を行えるよう予算化すること。
- 3 3. 学童保育は全クラブで8時開所・延長保育を実施すること。民間委託を行わず、公の責任で充実を進めること。
  - 3 4. 済生会病院の医師・看護師不足対策、各診療科の医療体制充実を国・府と共同で取り組み、地域の公的医療機関としての役割を十分に果たせるよう、必要な支援を行うこと。市民の不安にこたえるため、運営改善の取り組みの広報に市としても支援すること。
  - 3 5. 無料低額診療・無料低額介護について、市としてポスターや案内リーフレット等を作成するなど、市民への周知徹底を行うこと。
  - 3 6. 生活保護において、扶助引き下げを理由に転居の強制を行わないこと。毎年の資産調査は強制せず、本人の自発的な申告に基づいて対応し、通帳や財布の中身を見るなどの人権侵害は行わないこと。不動産業者と連携し、住宅入居の際の保証人は免除すること。

## II. 重点要求項目

1. 基金の積み立てについての方針を市民に明らかにするとともに、市民生活に必要な財政出動は積極的に行うこと。
2. 阪急バスの運行に関する市民の意見を集約・分析し、阪急バスに利便性の向上と利用促進のための増便やダイヤ改正を申し入れること。
3. はっぴいバスは、1コイン運賃、運行回数増、土・日運行、運行路線増による時間短縮などいっそうの充実をすること。
4. 京都第二外環状道路とそれに付随する道路の安全対策、環境保全策を講じること。騒音や大気調査を定期的に行い、測定箇所を増やすこと。沿道の草刈り等整備の頻度を上げること。
5. 市営駐車場は、公共施設利用者および障がい者は市の責任で無料にすること。
6. 地下水位を全市域で調査すること。地下水保全に対する市の責任を明確にし、市民・事業者と市の共同による具体的目標をもった地下水保全策、汚染防止策を策定すること。
7. 下水道事業については、国の補助増額を強く求め、引き続き一般会計からの繰り入れを行うこと。
8. 国民健康保険会計への一般会計からの繰り入れを増額し、保険料負担を軽減すること。保険料・一部負担金の減免制度を市民生活の実態に合わせて拡充し、任意給付の拡大（育児手当・休業補償等）を行うこと。
9. 国民健康保険証・後期高齢者医療保険証は、資格証明書や、1ヶ月や3ヶ月の短期証の発行は行わないこと。短期証は窓口に留め置かず、必ず本人の手元に届けること。
10. 子どもの医療費を、通院も高校卒業まで無料化するとともに、国・府にも制度の創設・拡充を求めること。償還払いではなく受領委任払いにすること。
11. 正規保育士を増員し、子どもの育ちに一貫して責任を果たすこと。クラス担任、発達支援加配の保育士は正規職員とすること。
12. 「高齢者にやさしいまち」など、高齢者に対する市の基本姿勢を明らかにすること。

年齢段階ごとに各種制度や手続きをわかりやすく知らせることや、生活サイクルに沿った移動手段や活動場所の支援など、高齢者の生活に寄りそった施策を具体化すること。

- 1 3. 介護保険料の引き下げ、利用料減免の周知徹底および拡充を行うとともに、在宅・施設それぞれの必要かつ十分な公的介護保障を行うこと。特に、特別養護老人ホームの待機を計画的に解消すること。
- 1 4. 国連「障害者権利条約」にそって、障がい者の応益負担の撤回を国に求めるとともに、障がい福祉サービスの利用料ゼロをめざすこと。
- 1 5. 障がい者手帳のない難聴者を支援につなげるため、乙訓聴覚言語障害者地域活動支援センターと市、介護事業所等との連携を強化し、必要な体制充実のための支援を行うこと。
- 1 6. 児童数が急増している長岡第五小学校は、体育館・プール・特別教室など教育環境の整備を早急に講じ、教育の機会均等の立場を堅持すること。南校舎1階に児童用トイレを設置すること。
- 1 7. 少人数学級をすべての学校・学年に広げ、学級定数の引き下げを国に求めること。支援学級についても定数を引き下げること。
- 1 8. 学校、保育所の給食用食材の放射性物質測定の実数を増やし、放射性物質の検出された食材は使用しないこと。
- 1 9. 市内中小企業の実態を把握し、経営について親身に相談に乗るとともに、公的融資の増額、保証料・利子の全額補助、据置き期間の延長を行うこと。
- 2 0. 地域経済の活性化のため、住宅リフォーム・商店リフォーム助成制度を創設すること。公契約条例を制定し、市が契約行為を行う際には、その業務で働く労働者の労働条件の向上に市が役割を果たすこと。
- 2 1. ブラック企業・ブラックバイトなど労働者の権利侵害を許さないことを表明するとともに、青年などに労働者の権利や相談窓口、社会保障制度などを周知する取り組みを推進すること。
- 2 2. 生活保護の相談および申請については、正規職員によって対応すること。申請は必ず受理し、相談の段階での生活指導は行わないこと。
- 2 3. 生活困窮者自立支援法にもとづく事業については、窓口対応にとどまらず、地域の支援団体などとも協働しアウトリーチを強化すること。就労準備支援事業の要件に当てはまらない方でも、就労に向けた支援の必要な方へは独自に支援を行うこと。受託する事業所が創意を生かせるよう、効果的な活動場所の確保に支援を行うこと。
- 2 4. 公共施設・公的施設の耐震化計画を早期に確立すること。戸建住宅・共同住宅の耐震改修工事への補助の充実、条件の緩和とともに、融資制度も拡充すること。
- 2 5. 豪雨による冠水・浸水被害の対策を早期に具体化し示すこと。土砂災害への対策強化を国・府に求めるとともに、市民に危険性と避難の方法について十分に周知徹底すること。

### Ⅲ. 分野別要求項目

#### 1. 公正で民主的な市民本位の行政運営

1. 行財政改革は、市民生活や職員へのしわ寄せではなく、不要不急の事業や、不要な補助金の見直し、国や府による地方への負担押しつけをやめさせること等を通じて行うこと。
2. 職員の採用・昇任試験・人事については、公正に行うこと。公正さの確保できない人事評価制度は廃止すること。非正規職員の雇用は、採用基準や労働条件を明確にし、公正・透明に行うこと。
3. 市職員のサービス残業や長時間残業を根絶し、有給休暇はじめ各種休暇の取得を保障し、十分な市民サービスや技術の継承に必要な人員を計画的に増員すること。
4. 非正規職員に対して、休暇の取得や作業服の支給、健康診断、予防接種への補助等で正規職員との差別を行わず、均等に処遇すること。時給を引き上げるとともに、退職金や一時金、昇給の制度を確立・充実すること。
5. 市長及び三役の退職金のあり方については、報酬審議会に諮問すること。
6. 男女共同参画条例の精神を生かし、男女共同参画を全庁的・系統的に推進するための人的配置と体制づくりを行うこと。
7. 「山城人権ネットワーク推進協議会」および「人権政策確立要求京都府実行委員会」「同山城地区実行委員会」「同長岡京市実行委員会」からすみやかに脱退すること。
8. エセ同和団体、右翼、暴力団、差別団体などの行政介入を許さず、不当な要求に対し毅然と対処すること。
9. 行政の保有する個人情報の漏えい防止を徹底すること。
10. 地域集会所のない自治会、地域に対して、市有地の貸与、民間用地借り上げなどと併せて、建設費の補助金を増額すること。
11. 1. 下水道の事業所への免除要綱を廃止し、事業所の使用水量に見合う下水道料金徴収を行うこと。
12. 指定管理者や事業実施主体を公募する際には、公平性を担保すること。民間企業の参入にふさわしくない施設については、指定管理者の公募を行わないこと。指定管理者とは互いに対等な契約主体として、条例や協定に基づき公正な関係を保つこと。
13. 1. 3. 在住・在勤・来訪する外国人のために、行政サービスの案内・周知の看板や印刷物への外国語表記を拡充すること。
14. 1. 4. 税の自主権を形骸化し、市民生活を守れない「京都地方税機構」からは脱退し、市として市民の立場に立った課税収納業務を行うこと。

## 2. 生活の安全対策

### イ. 道路整備と改修

1. 傷んできている市道・私道の舗装改修を年次計画で行うこと。
2. 歩行者や車いす、ベビーカーが安全に通行できる歩道整備と自転車道の配置を促進すること。
3. 府道大山崎大枝線の西陣町～光明寺前交差点の歩道拡幅及び市道3287号線（光明寺交差点以北）への歩道の設置と雨水排水の整備を行うこと。
4. 府道伏見柳谷高槻線の西陣町交差点から文化センター前交差点までの道路北側に

歩道の設置とバス停の安全確保をすること。

5. 府道長岡京停車場線の天神石段下までのバリアフリー化を促進すること。
6. 馬場交差点～一文橋までの歩道整備を行うこと。
7. J R長岡京駅から東に延びる道路および古市橋の歩道の拡幅を行うこと。
8. 調子八角～友岡交差点の歩道を整備すること。あわせて、交通安全の注意喚起をする看板等の設置を行うこと。
9. 乙訓橋西詰の阪急ガード周辺の歩道高低差を改善すること。
10. J R野上ガード周辺の安全対策・歩車道分離をすること。
11. 小畑川沿い通学路の拡幅整備・歩車道分離等の安全対策を急ぐこと。古市橋周辺左岸、大門橋周辺右岸、久貝3丁目土手の拡幅や、神足橋以南の歩道整備を進めること。
12. 奥海印寺西垣外から竹ノ下への急こうばい道路に歩道を含め滑り止め対策を講じること。
13. ルノーブル～長六小正門～天神ハイツ18棟までの歩道の整備を行うこと。
14. 長岡病院～かつらぎガスセンター間に歩道を設置すること。
15. 下海印寺川向イから友岡川原に向かう道路の改修を行うこと。
16. 小畑川の滝ノ町一西の京間に人道橋を設置すること。
17. 馬場橋に歩車道分離のための人道橋を設置し、交差点の安全対策をすること。

#### ロ. 側溝・水路改修

1. 市民負担なしでの私道の側溝改修を年次計画で行うこと。
2. 下水道設置と併せた道路・側溝改修の未整備地域の道路整備及び側溝改修を促進すること。
3. 改修ができていない農業用水路のしゅんせつを市の責任で定期的に行うとともに、住宅地の水路については住民の安全確保を推進すること。
4. 三菱製紙西側の市道4015号線に側溝蓋の設置をすること。
5. グレーチングのスリップ対策を計画的に推進すること。特にアゼリア通りの自転車指導帯上は早急に行うこと。
6. 川原公園前の歩道の排水改善を行うこと。

#### ハ. 防犯灯・街灯の設置

1. 長九校区のフレッシュバザールおよびマツモト周辺に、国道も含めて防犯灯を設置すること。
2. 小畑川沿いの長三中、長八小、長九小の通学路に防犯灯を増設すること。
3. 府道伏見柳谷高槻線（馬場交差点から三菱電機の間）の街灯を増設をすること。
4. 神足橋～大門橋の小畑川右岸への防犯灯の設置をすること。
5. 神足交差点～J R野上ガードの防犯灯を増設すること。
6. 宅地開発にあたっては、入居までに防犯灯が点灯できるよう指導すること。
7. 防犯灯のLED化を促進すること。

#### 二. 公共交通対策、駅前広場等改善

1. 阪急バスに低床バスの増車と乗車時車高が下がるニーリング装置のついたバスの

導入を求めること。バス停留所に屋根及びベンチの設置を計画的に進め、J R長岡京駅前については、風防・待合室等を検討すること。時刻表や路線図を夜間でも見えるようにし、わかりやすく改善すること。

2. 公共交通空白地域である浄土谷・柳谷地域の住民の足の確保対策を確立すること。
3. J R長岡京駅西駐輪場は市直営にし、他の市営駐輪場と併せて使用料金を引き下げ、特に通学生の負担軽減を行うこと。民間駐輪場に対しても補助や助成制度をつくり、放置自転車ゼロに向けた対策を行うこと。
4. J R東西ロータリーの送迎車の安全対策、西ロータリー北側接続道路入り口の安全対策を講じること。
5. J R東西駅前広場の自転車ルールを確立すること。自転車駐輪場については、通勤時に整理員を置くなど、付近で自転車と歩行者の事故が起こらない対策を講じること。
6. 市内の公共施設およびスーパー・病院等に、安全なタクシー乗降スペースの確保を進めること。

#### ホ. 交差点等の安全対策、信号機の設置

1. 阪急長岡天神駅南踏切の安全対策を具体化すること。
2. J R調子老ヶ辻の踏切の安全対策を講じること。
3. 調子八角に音声信号を設置するとともに、右左折が十分できず滞留する状況の改善を進めること。隣接する西国街道の入り口の安全対策を講じること。西山天王山駅ロータリーの横断歩道の安全対策を行うこと。
4. 阪急調子踏切付近の歩行者等が秩序立てて横断できるよう、横断歩道など歩行ルートの確立をすること。
5. 馬場1丁目交差点の東西行き線形を滑らかにするなど、車両の錯綜防止と歩行者・自転車の安全対策を講じること。西および北から進入する車が安全に右折できるように、信号の方式を検討すること。
6. 府道西京高槻線のイガヤ酒店前交差点の安全確保と歩道の設置を講じること。
7. 府道西京高槻線の緑が丘住宅入口（ながおかスタジオ前）の交差点の安全対策を講じること。
8. 府道西京高槻線の並川表具店前交差点に信号設置や、安全対策を講じること。
9. 府道大山崎大枝線の梅が丘住宅入り口のT字路および御陵道入り口のT字路について、信号機の設置場所を改善するなど、安全対策を緊急に講じること。
10. 市道0105号線と1022号線の交差点（太鼓山通りと奥海印寺通り）に信号機を設置すること。
11. 長法寺小学校前の交差点の安全対策を講じること。
12. 西友とりパティの間の交差点およびルノーブル角の交差点の安全対策を講じること。
13. セブン通り入り口の安全対策と駐停車の解消対策を講じること。
14. 市営駐車場入り口前の道路と西国街道との交差点について信号設置など安全対策を講じること。
15. 府道伏見柳谷高槻線（三菱通り）の、J R線路脇道路との交差点の安全対策を講じること。



- 1 6. 府道伏見柳谷高槻線のくぼた医院前の横断歩道に信号機を設置すること。
- 1 7. 落合橋西詰交差点の安全対策とともに、落合橋の歩道拡幅を講じること。
- 1 8. 私道においても、公道と同等になっているところでは、カーブミラー等の安全対策を市の責任で推進すること。

### 3. 環境保全、生活環境整備

1. 市温暖化防止計画は、CO<sub>2</sub>排出量の大部分を占める市内企業とともに取り組む目標を明確にして、真に本市のCO<sub>2</sub>排出量削減に責任を果たすこと。
2. 自然保護、地下水涵養、水質保全、防災の観点から、西山一帯の開発については厳しく規制し、非生産の竹林（放置竹林）整備をさらに推進すること。
3. 開発指導にあたっては「まちづくり条例」に基づく住環境保全と、市民の立場に立った積極的な業者指導を行うこと。京都府に対し、都市計画法施行令に基づき開発許可基準面積を300㎡とし、連続する用地の開発は一体として判断するよう要求すること。
4. 住宅に使用されているアスベストの調査・除去への助成制度を創設すること。
5. ゴミ有料化は行わず、分別・リサイクルの推進により、ゴミ減量をさらに進めること。
6. ゴミの捨て方やステーションの表示については、在住の外国人などにも配慮した表示を行うこと。プラゴミが風で飛ぶのを防ぐため、ケースに蓋を設けるなど改善すること。
7. 第5週目と祝日の分別収集を完全実施すること。
8. 大型ゴミの無料収集を復活し、乙環と連携して衣料や家具などの定期的なフリーマーケットを開催するなどリサイクルを推進すること。
9. 西山などの不法投棄防止の啓発と対策強化をすること。小泉川・小畑川への不法投棄防止の啓発とパトロール、定期清掃を府と連携して行うこと。
10. 光風台地域・鈴谷地域や、長五・長八小学校区など住宅急増地域、高齢化の進んでいる地域での郵便ポストの設置を働きかけること。
11. スズメバチ駆除のための予算を復活すること。
12. 下水道管の未接続世帯への融資について、融資額の増額、所得制限の緩和を行うこと。「いきいき住まい助成」制度との併用ができるように改善すること。
13. 「じゃぶじゃぶ池」は、水質や駐車場対策など安全確保の体制を市の責任で行うこと。
14. 市内各公園に水道、時計、公衆便所、健康遊具などの設置を計画的に進め、遊具の点検・草刈り・樹木の剪定は定期的を実施すること。恵解山古墳公園にトイレを設置すること。バンビオ広場公園の噴水周辺に日よけを設置すること。
15. 久貝・開田・滝ノ町二丁目・天神三丁目地域に児童公園を設置すること。
16. にそと防災基地、西代里山公園については、地域住民の意見を反映し、安全対策を強化すること。
17. 幹線道路・商店街・公園・緑地など各所にベンチの設置をすること。

### 4. 医療・保健衛生・福祉対策

## イ. 医療・衛生対策

1. 高齢者のインフルエンザ接種の補助については、対象者全員にクーポンを送付するなど手続きを簡素化すること。
2. インフルエンザ・おたふくかぜ・B型肝炎予防のワクチン接種費用への公費負担を進めること。
3. 小児科の夜間医療体制を、地域医療機関とも連携し確立すること。
4. 特定健診については、健康増進の観点から、本人負担の無料化を行うこと。乳がん・子宮がん検診は毎年行うこと。
5. 老人医療助成制度（マル老）については、すべての対象者に適用すること。

## ロ. 乳幼児・児童対策

1. 幼稚園の保護者負担軽減の助成、幼稚園運営振興助成を拡充すること。
2. 児童虐待を防止するため、公的支援体制を充実すること。妊娠時期からの保護者の悩み、孤立感を取り除く取り組みを引き続き行政として積極的に行うこと。そのために必要な保健師、保育士、相談員など人的配置を行うこと。
3. 子育て支援の総合センター的機能を果たす拠点を作り、子育て支援団体などの活動を支援し促進できるようにすること。子育てサークルが気軽に集まれる活動場を確保するとともに、公共施設等を利用する場合には助成を行うこと。
4. ポニーの学校の職員体制や施設を拡充し、希望する親子が必要な時間利用できるようにすること。
5. 認可外保育所に対する助成を抜本的に改善し、公立や法人施設との格差を解消すること。障がい児受け入れ措置に対する助成を改善すること。運営補助金（簡易保育事業補助金）の復活を府に求めること。
6. 認可保育所を目指す取り組みには、積極的に用地確保や補助金交付をはかること。
7. 駅前保育所への補助金や施設・設備貸与のあり方を公平性・公正性の観点から見直すこと。
8. 保育所のトイレ・水まわりの改修を計画的に実施すること。
9. 保育所の給食については、食育の観点から、主食の提供も早急に行うこと。
10. 保育所のおむつ・ふとんについては、レンタルもできるようにすること。

## ハ. 介護保険・高齢者対策

1. 介護の必要な人すべてが、施設・在宅を自由に選択できるよう整備を進めること。
2. 国が示している滞納・未納へのペナルティを行わないこと。
3. 介護プランの作成は、被保険者の要望にそった支援計画を徹底されること。
4. 介護を受ける高齢者の人権・プライバシーを守る体制を確立すること。
5. 営利企業の参入によって、事業者がサービス受給者を選んだり、現在の福祉サービスの低下や負担増にならないように指導と基準設定をすること。
6. 地域密着型サービスについては、事業所との定期的な連絡調整を行い、負担軽減、利用しやすい体制整備を行うこと。
7. 地域包括支援センターの体制強化を行うこと。
8. 介護サービスの住宅改修は、「いきいき住まい改造助成」とあわせて受領委任払

いを実施すること。

9. 介護保険の2割負担化や施設入所者の一部への負担増の影響を把握し、経済的理由で利用できなくなることをないように市として支援すること。
10. 介護事業者と市との連携、介護事業者どうしの横のつながりを強化し、知恵と力を出し合い市民の課題解決をすすめるとともに、福祉的理念の研鑽向上にもつとめること。
11. オムツ券補助を増額し、在宅日数の制限をなくすなど拡充すること。利用の際には業者を制限しないこと。
12. 一人暮らしの高齢者に対する「緊急通報システム」の申請を簡素化し、設置を無料化し、バッテリー交換も無料にすること。
13. 高齢者日常生活用具等給付については、高齢者の生活実態に見合った使いやすい事業に改善すること。福祉電話を復活すること。
14. 家族介護リフレッシュ事業は家族のニーズを把握し内容を改善すること。

## 二. 障がい者（児）対策

1. 障がい者福祉施設を増設し、希望者がすべて入所・通所できるように改善すること。特に、向日が丘支援学校の卒業生等の進路を保障すること。
2. 障がい者が希望に応じて、地域で生活できる住居の確保と一般・福祉就労ができるよう対応すること。A型事業所を増やすための支援取り組みを行うこと。
3. 施設入所の障がい者が一時帰宅の際、必要に応じた在宅サービスが受けられるようにすること。
4. 障がい者の訪問看護を福祉医療として認め、自己負担を軽減すること。通院費の援助制度を確立すること。
5. 移動支援サービス・放課後等児童デイサービスの月利用上限時間を実情にふさわしく増やすこと。
6. 増大するニーズにふさわしい相談支援事業の体制を保障すること。
7. 向日が丘支援学校への学童保育の設置を府に求めると同時に、市内学童保育に通う際には、移動支援サービスを含めニーズにそった公的支援を行うこと。
8. 愛のタクシーチケット支給対象を拡充すること。一人あたりの支給額を実情にふさわしく引き上げること。
9. 障がい者扶養共済制度の掛金への補助について、府が削減した補助の復活を求めるとともに、市独自の拡充をはかること。
10. ながおかきょうリンクブックについては、保護者とともに福祉・医療・教育など子どもに関わるすべての機関が活用し、連携できるようにすること。成人の発達障がいに対する支援など、途切れない発達支援を進めること。
11. 発達障がい・精神障がいのある市民の社会参加や生活のサポートを行うこと。行政窓口対応の際にもわかりやすい言葉で理解できる説明を行うこと。

## ホ. 介護保険・高齢者対策と障がい者（児）対策の共通項目

1. 独居・老老・障がい者世帯等に対して、市として見守り訪問体制を確立すること。
2. 高齢者、障がい者等市民が気軽に集えるふれあいの場をまずは小学校区単位に開設するとともに、空き家の借り上げや家賃補助など、市民の同趣旨のとりくみに

支援をすること。

3. 要介護者や障がい者の家族へのレスパイトケアとして、必要なときに入所できる短期入所サービス等の拡充をすること。
4. 配食サービスを毎日対応し、1日2食以上にすること。家族の状況に応じて柔軟に利用できるようにするとともに、利用者の状態に見合った食事内容とすること。
5. ケアホームやグループホームなど居住施設を増設するとともに、職員体制の確保に支援を行うこと。
6. 40～64歳の市民について、指定された疾病以外でも、障がい者を含めて必要な介護が受けられる措置をとること。

## 5. 教育・文化・スポーツ対策

### イ. 学校教育

1. 教育現場では、子ども・教職員の自主性と意見を尊重し民主的な学校づくりをすすめること。
2. 学校行事は学校の主体性を尊重し、「日の丸」「君が代」「愛国心」は強制せず、憲法に基づく内心の自由を保障すること。積極的に平和教育を推進すること。
3. 競争と差別・選別を助長する教育ではなく、すべての子どもに必要な基礎学力と発達を保障する教育を行うこと。全国いっせい学力テストは参加しないこと。
4. 教職員の健康管理について、労働安全衛生法にもとづく上司の管理責任を果たすとともに、現場の声を反映できる検討委員会を立ち上げ実効ある対策を行うこと。休憩室、更衣室を各学校に確保すること。
5. いじめ・不登校対策や発達支援、生活困窮など、個別の児童・生徒に十分な対応ができる教職員の体制を確保し、担任と学校全体、まなび生活アドバイザーが連携できるようにすること。
6. 義務教育無償の原則から、教材費の予算増額と給食費・部活動費の補助制度の導入など保護者負担を軽減すること。修学旅行費と野外活動費の全額市費負担を行うこと。
7. 特別支援教育は児童・生徒の障がいに合わせた学級設置、特別支援員の継続配置と充実を行うこと。また、全小中学校に通級指導教室の設置を行うこと。
8. 学校評価アンケートについては、担任の点数評価など、教職員と保護者の信頼関係を崩す項目はなくすこと。
9. 在校時での大災害を想定した実践的な防災教育・訓練をおこなうこと。
10. 学校と保育所の年長児クラスの担任とで実施している、新年度入学生に対する個別の引継ぎ面談を市外保育所、幼稚園とも行うこと。
11. 児童のケガや事故防止のため、クラブ活動・体育大会・体育の授業・行事等では、専門知識に基づき、児童・生徒の心身の発達段階にふさわしい内容で安全に実施すること。
12. 神足小・開田保育所の複合施設については、施設ごとの安全管理体制を確立するため、保育所送迎車の駐車スペースを西側に設置し、学校と保育所の動線を分離すること。
13. 小中学校のトイレ改修を早急に完了すること。

14. 学校の樹木の点検や剪定、遊具の点検整備を定期的に行うこと。
15. 中学校の学力向上の支援員については、すべての学年に配置すること。
16. 学校図書室の充実と司書の正規職員化・常駐化をすること。
17. 学校給食は直営で行い、地元農作物を最大限使った、安心・安全な給食を実施すること。
18. 教育支援センターの相談員を増員し、アウトリーチを行い、学校・家庭との連携を強めること。
19. 通学路の点検を行い、保護者の要求する地域への交通指導員の配置など、児童・生徒の安全対策を強めること。
20. 地区プールの事故防止と充実のため、監視員・補助員など体制を確立すること。

#### ロ. 社会教育・文化振興

1. 子ども会指導者育成協議会の独立した活動拠点の確保と青少年の地域活動を支援すること。
2. 公共施設予約システムについては、利用者登録は全施設共通でできるようにし、誰もが利用できるよう簡素化をはかること。24時間の予約受付を実施すること。予約申請で不公平が出ないようにすること。
3. 文化振興や市民団体の育成の立場から、長岡京記念文化会館の使用料負担を軽減すること。中央公民館や市民ホール・産業文化会館・中央生涯学習センター・多世代交流ふれあいセンターの使用料の引き下げと減免制度の拡充を行うこと。
4. 産業文化会館にエレベーターを設置すること。公共施設の机やいすなど傷んでいる備品の更新を進めること。
5. 社会教育活動に必要な施設の不足を解消するため、コミュニティセンター等を計画的に建設すること。
6. 図書館の新書購入等の予算を増額し、市民要望に積極的に取り組むこと。
7. 埋蔵文化財に対する発掘、調査、買い上げ費への国庫補助拡充を要求すること。
8. 学童保育への障がい児受け入れに見合った施設整備と指導員の配置をすること。
9. 学童保育の開所時間については、向日が丘支援学校の短縮授業や終業式にも合わせて開所し、職員を配置すること。
10. 当面、中学校区単位に児童館の設置を計画的に実施すること。

#### ハ. スポーツ

1. スポーツ予算を大幅に増額し、施設の増設、利用料の引き下げ、活動支援体制の確立を行うこと。
2. スポーツセンターを拡充し、陸上競技場・多目的広場・市民温水プールの建設をすすめること。
3. 学校等の夜間照明設備を計画的に増設すること。
4. ボール遊びなど多目的に使用できる公園やグラウンドを地域に増やすこと。
5. 恒常的なスポーツ団体でなくても、若者など市民が気軽にスポーツを楽しめる場をつくること。

#### 6. 産業・観光・労働対策

1. 企業立地促進条例は廃止し、特定企業への単なる金銭供与ではなく、真に地元雇用促進と地域経済活性化ができる制度を構築すること。
2. 「中小企業振興条例」を制定し、「小規模工事・物品契約登録制度」の創設など仕事おこし対策に取り組むこと。
3. 企業に地元雇用や障がい者雇用の促進を要請すること。失業者・未就労者への公的就労対策を講じること。
4. 女性労働者、非正規労働者の労働条件の改善を推進すること。
5. 学校、病院、保育所などで地元の農産物を使用し、市民や観光客への販売拠点を拡充するなど、地産地消をすすめること。
6. 効果を発揮しているイノシシ・シカ・アライグマ等の鳥獣被害への対策と防護柵等の維持管理対策を強化すること。
7. 観光案内所・観光情報センターへの案内看板を目立つものにし、レンタサイクルを増やし、駐輪場を確保すること。外国語での案内を充実すること。
8. 買い物弱者対策のニーズ調査を行い、商工会、商店街、市内業者との協働で具体化を図ること。
9. 竹チップや間伐材など西山の資源を生かした産業創出に取り組み、地産地消のバイオマスエネルギー等の研究を進めること。

## 7. 生活支援対策

1. 失業者、低所得者、零細業者、高齢者、障がい者、母子・父子家庭などに対し、各種減免や負担軽減策など必要な生活支援を具体化すること。
2. 市民税の減免制度は、条例通りに「所得の減少した市民」に適用すること。市民のプライバシーに踏み込み、客観的な判断基準なく減免申請を却下する「収入支出内訳書」は廃止すること。
3. 申請にもとづく各種の減免制度は、広報等での告知ですますのではなく、市の責任で対象者すべてに適用すること。
4. 「暮らしの資金」の貸出しを通年化し、限度額を20万円に引き上げること。返済方法の改善をすること。
5. 府営住宅の早急な建設、市営住宅の増設をすすめ、母子・父子家庭、高齢者世帯、障がい者が優先的に入居できる対応とともに施設改良を促進すること。野添住宅の一般公募を期限を決めて実施すること。
6. 家賃補助制度については、住宅に困窮する世帯に確実にゆきわたる制度へと拡充すること。高齢者や障がい者、青年など、賃貸住宅入居のハードルが高い世帯に対して、行政として支援を行うこと。
7. 雇用促進住宅の居住者が民間移行や廃止などにより住居を失うことがないように、市として必要な対応を行うこと。
8. 生活保護基準引き下げの影響が、他の制度での負担増につながらないように対応すること。

## 8. 防災対策、消防強化

1. 本市の地質等の調査に基づき、土砂災害の危険がある地域や活断層周辺での開発の規制をはかること。
2. 現存するため池の埋立は行わないこと。
3. 防火水槽・消火栓については、必要な点検と増設をすること。
4. 「消防力の基準」をふまえた必要な人員の増員をすること。
5. 消火器の薬品詰め替えの補助金制度を復活し、市民の防災対策を支援すること。
6. 住宅への火災報知機設置費用への補助を行うこと。
7. 小畑川の浸水対策として、河床や護岸の整備を推進するとともに、小畑川以東で浸水時避難できる場所を増やすこと。避難受け入れ企業等を市民に周知すること。浸水が想定されている地域の浸水時の避難方法を確立し徹底すること。
8. 長岡京市耐震化促進計画の目標達成へ、耐震化を促進するさらなる支援策を講じること。
9. 市民に対し、避難場所・表示板の周知、高齢世帯・障がい者世帯・独居世帯・外国人などへの情報・救援方法の周知を徹底する体制の構築を図ること。
10. 備蓄食料については、アレルギー対応を進めること。医薬品・衣料なども含めた備蓄を各自治会館等でも推進すること。
11. 福祉避難所をさらに増やし、避難時に対応できる人材の養成も合わせて推進すること。医療的ケアのための非常用電源を確保すること。

以 上